

教育・保育提供区域について

平成25年11月7日(木)
第3回子ども・子育て会議資料
習志野市こども政策課

教育・保育提供区域について

1. 国の考え方に基づく 教育・保育提供区域の定義

(1) 意義(子ども・子育て支援法第61条第2項)

- 市が定める子ども・子育て支援事業計画では、「区域」ごとに、

ア 認定こども園・幼稚園・保育所
 イ 地域型保育(家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育等)
 ウ 地域子ども・子育て支援事業(地域子育て支援拠点事業など13事業)

の「① 必要量の見込み」、「② 提供体制の確保の内容」及び「③ その実施時期」を定めなければならないことになっている。

【定め方の例】

区域名:〇〇地区		1年目			2年目			...	5年目		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号		1号	2号	3号
①必要量の見込み		300人	200人	200人	300人	200人	200人	〔実施時期として5年間分を記載〕	300人	200人	200人
②確保の内容	認定こども園、幼稚園	300人	200人	80人	300人	200人	150人		300人	200人	150人
	地域型保育事業			20人			30人				50人
②-①		0人	0人	▲100人	0人	0人	▲20人		0人	0人	0人

- 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定めることとなっている。

教育・保育提供区域について

(つづき)

- 子ども・子育て支援法では、市町村が行う地域型保育の認可の際に行われる需給調整や、保育所、幼稚園、認定こども園の定員設定の判断基準となる。

(2) 区域数の多寡とこれに対する効果の関係(一般論)

区域数	効果
多い	<p>区域あたりの範囲が狭くなる</p> <p>⇒供給体制が整わない区域が多く発生し、当該区域の教育・保育の確保に対応を要するが、この場合、当該区域及び周辺区域の必要量の見込みが困難になる。</p> <p>⇒「区域内の適切な需給バランス」を基本とした計画が難しくなる。</p>
少ない	<p>区域あたりの範囲が広くなる</p> <p>⇒あまりに距離が遠い場合、区域内での利用も困難な場合が発生する。</p> <p>⇒区域内には空きがあるのに、当該区域の利用を希望しない等、事業利用の斡旋が困難になる。</p>

⇒ なるべくデメリットを少なくした調和のとれた区域案としたい。

2. 習志野市における教育・保育提供区域

(1) 習志野市における主な区域分けの手法

- ア 中学校区 7区域
- イ コミュニティ 14区域
- ウ 小学校区 16区域

※ 14のコミュニティは、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するに当たり区分けされた区域、市内に21ある町の区域を14に編成している。

(2) 小学校区又は中学校区で区分した場合の本市の事業の現状

・・・添付の地図や表を参照

教育・保育提供区域について

(3) 「中学校区」を単位とすることの意義

ア 範囲(広さ)の妥当性

「習志野市子育て支援に関するニーズ調査」においても、自宅から保育所、幼稚園等までの距離は、「2km前後」がひとつの目安となっていること。(問15-10 1～2km未満が36.8%、2～3km未満が18.7%)。

イ 子育て世代にとっての馴染みやすさ

幼稚園の選択に比べ、保護者の通勤事情等の様々な状況が考慮される保育所選びにおいても、「学区」を意識して考慮することは多い。

ウ コミュニティとしての永続性

義務教育である中学校までは、ほとんどの子どもと一緒に教育を受け共に育っていく。

成人しても仲間として付き合い合っていく場合も多く、そのような場合、それが地域での繋がりを築いていくこととなる。

保護者も 区域を基本にサービスを選択でき、
市としても 概ね適正な需給調整が可能と考える。